

行政経営会議 事案書

開催日：令和5年12月19日（火）

担当課：市民経済部 保険年金課

件名：大和市国民健康保険における税率等改定について

提出理由：大和市国民健康保険における税率等改定について、大和市国民健康保険運営協議会に諮問等を行うにあたり、その内容について了承を得るため

内容：

1. 背景

- 平成30年度の国民健康保険（以下「国保」という。）の制度改革により、国保事業は財政運営の責任主体が県に移行し、県は市町村とともにその運営を担っている。
- 県は、国保の医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとに国民健康保険事業費納付金の額を決定して集め、各市町村の保険給付費等に要した費用を県負担金として交付している。
- 現在、本市の国保加入者は人口の2割に満たず、加入者のうち7割超が0～200万円までの所得階層である。
- 国保事業特別会計は、歳入として国民健康保険税、県負担金など、歳出として保険給付費、国民健康保険事業費納付金などで構成され、本来、特別会計内で収支の均衡を図る必要があるものの、現在は保険税収入の不足分を一般会計から補填することにより、歳入歳出の均衡を図っている。
- 県は将来的な保険税の県内統一を見据え、神奈川県国民健康保険運営方針の中で、令和5年度までに一般会計からの国保財政への赤字補填を解消することとしていたが、その後も補填が生じている市については、令和8年度を期限とし、解消に努めることとしている。

2. 税率等改定の考え方

- 国保財政の健全化を図るため、早期に保険税の改定を行う。
改定にあたっては、現時点の本市の税率が、県が市町村ごとの所得水準や医療費水準などを考慮して示している標準保険税率に対し、低い水準となっていること、また、11月下旬に県から示された国保事業費納付金に基づいて、令和6年度に約10億8千万円と見込まれる一般会計からの赤字補填を解消するため、加入者の所得、世帯の状況、収納率等を総合的に勘案した税率とする。

3. 改定率等

- 低所得者層への負担軽減を図りながら、国保財政の安定化を図るため、現在、被保険者一人当たり平均97,307円である課税額を、令和6年度に128,555円（32.11%増）とする改定を行う。

4. 国民健康保険事業費の見込み

	R5	R6
総事業費	217.3億円	214.6億円
国保税 (現年度)	39.0億円	49.8億円
一般会計繰入金 (うち赤字補填分)	26億円 (10.6億円)	18億円 (0)

経過

H24.4 前回税率等改定
H30.4 国保制度改革
(市から県へ財政運営の責任主体が移行)

今後の予定

R6. 1 国保運営協議会に諮問
R6. 2 国保運営協議会から答申
議案提出
R6. 4 条例施行
R6. 6 国民健康保険税当初課税